

豊沢川

1 漁業権番号	内共第26号（豊沢川）				
2 漁場の区域	基点第31号と基点第31号の2を結ぶ線から上流の豊沢川本流及びその支流の区域 基点第31号 花巻市桜町三丁目豊沢川護岸上の標識 基点第31号の2 花巻市高田409番地先国土交通省四等三角点の標識				
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名称	遊漁の方法	区域	期間
		あゆ	友釣り がら掛け	豊沢川本支流の免許区域	7月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間
		やまめ	竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）	〃	3月1日から9月30日まで
		さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで
		いわな	〃	〃	3月1日から9月30日まで
		うなぎ	置釣り 筒 穴釣り	〃	1月1日から12月31日まで
		うぐい	竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）	〃	〃
		こい	竿釣り（餌釣り）	〃	〃
		ふな	〃	〃	〃
	ア がら掛けによるあゆの採捕は、解禁の日から8月19日までの期間は、午前5時から午前8時までとする。 イ 組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。				
	(2) 区域の制限	区域			禁止期間
		豊沢ダムえん堤上流端から下流100メートルまでの間の区域			1月1日から12月31日まで
		志戸平新田えん堤上流端から下流100メートルまでの間の区域			〃
		中島橋下流300メートルの砂止めえん堤上流端から下流10メートルまでの間の区域			1月1日から12月31日まで（友釣りによるあゆの採捕を除く。）
新淵端砂止めえん堤上流端から下流10メートルまでの間の区域			〃		
寒沢川合流点下流50メートルの砂止めえん堤上流端から下流10メートルまでの間の区域			〃		
太田橋下流50メートルの砂止めえん堤上流端から下流10メートルまでの間の区域			〃		
道地橋下流600メートルの砂止めえん堤上流端から下流10メートルまでの間の区域			〃		
不動橋下流200メートルの砂止めえん堤上流端から下流10メートルまでの間の区域			〃		
東北本線鉄橋下流100メートルの砂止めえん堤上流端から下流10メートルまでの間の区域			〃		
豊沢橋下流20メートルの砂止めえん堤上流端から下流10メートルまでの間の区域			〃		
(3) 漁具・漁法の制限	豊沢橋から下流の区域及び太田橋（熊野橋）から上流の区域におけるあゆの採捕解禁日から8月19日までの期間は、がら掛けによるあゆの採捕は、禁止する。				
(4) 全長の制限	名称		禁止に係る全長		
	やまめ（ひかりを含む。）		13センチメートル以下		
	いわな		〃		

		うなぎ	30センチメートル以下									
		うぐい	10センチメートル以下									
		こい	〃									
		ふな	〃									
	(5) その他	組合が濃密放流して開設するやまめ若しくはいわなの特設釣場又はやまめ若しくはいわなのつかみどり漁場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公表した料金を納付しなければならない。										
4 遊漁料の額及びその納付の方法	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所					
		(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り	円 1,500	円 7,000	組合事務所及び指定販売所				
	やまめ さくらます いwana うぐい			竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）								
	うなぎ			置釣り 筒 穴釣り								
	こい ふな			竿釣り（餌釣り）								
	雑魚	やまめ さくらます いwana うぐい	竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）	800	4,000							
		うなぎ	置釣り 筒 穴釣り									
		こい ふな	竿釣り（餌釣り）									
	あゆがら掛け	あゆ	がら掛け	1,500	4,000							
	遊漁券販売所	ア 幼児及び小学校児童は、無料とする。 イ 中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。 ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、日券の額と同額を加算した額とする。										
		名 称	電話番号	名 称	電話番号							
		岩手県内水面漁業協同組合連合会ホームページをご参照ください。										
	(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所					
								全魚種	あゆ	友釣り	円 22,400	円 20,100
やまめ さくらます いwana うぐい									竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）			
うなぎ									置釣り 筒 穴釣り			
こい ふな		竿釣り（餌釣り）										
雑魚		やまめ さくらます いwana うぐい	竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）	15,700	14,000							
		うなぎ	置釣り 筒 穴釣り									
		こい ふな	竿釣り（餌釣り）									
6 遊漁に際し守るべき事項	(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。											
	(2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。											
	(3) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。											
	(4) 遊漁者は、川底をかくはんしないこと。											
	(5) 遊漁者は、漁場環境の保持に努めること。											
	(6) 遊漁者は、事故防止等のため立入を禁止している区域において遊漁をしないこと。											